チリ内政・外交（２０１４年７月）

**１．概要**

（１）内政面では，最低賃金引き上げ法案が下院を通過し，上院での審議が開始されることとなった。

（２）外交面では，安倍総理がチリを含む中南米５カ国を訪問し，当国においてはバチェレ大統領との首脳会談のほか，日本及びチリ企業関係者との懇談会，日本資本により開発したカセロネス鉱山の開山式等が実施された。

（３）８月７日発表のAdimark GfK社調査による７月のバチェレ大統領の支持率は５４％，不支持率は３６％となった。

**２．内政**

**（１）最低賃金引き上げ法案の下院通過**

２日，チリ大統領府は最低賃金引き上げに関する法案が下院財務委員会にて可決された。右法案はアレナス財務大臣，ブランコ労働大臣らの主導により提出され，下院財務委員会では，条文修正もなく全会一致で法案が可決された。同日，法案は上院に送付され，今後審議にかけられることとなる。同法案では，最低賃金を現在の２１万ペソから，本年７月１日より２２．５万ペソに，２０１５年７月１日から２４．１万ペソ，２０１６年１月１日から２５万ペソへと段階的に引き上げることが規定されている。

**（２）税制改革法案修正にかかる政府・野党間の合意成立**

９日，下院を通過した税制改革法案の上院における修正案が政府・野党間で合意に至った。右法案では，主に法人税に関する修正が行われ，原案の法人税率２５％（現行２０％からの引き上げ）および総合補完税を用いた現行課税制度に加え，２０１７年以降再投資収益基金（ＦＵＴ）の廃止とともに法人税率を２７％とする課税制度が追加された。今後，右修正法案は再び下院にて審議される。なおアレナス財務大臣は，税制改革を来年度予算編成に盛り込むため，本年９月中に同法案を可決することを目指している。

**（３）教育制度改革をめぐる動き**

５月にバチェレ大統領により，就学前教育及び初等・中等教育に関する制度改革法案が提出されたが，右で規定されている補助金受給私立校（生徒の保護者から支払われる学費のほかに，政府からの補助金を受けて運営する私立校）の廃止については，「教育の自由を制限する」として，野党議員が反対を表明しているほか，与党内部からも慎重な意見が見られる。また，補助金受給私立校に通う生徒の保護者らの一部は，右提案に関し抗議活動（デモ行進）を行う等の動きを見せており，政府は今後いかにして合意形成を進めていくのかが課題となる。また「バ」大統領は，現政権発足前から「高等教育の完全無償化」を公約に掲げているが，エイサギレ教育大臣は，右について規定した法案を本年中に提出するとしている（これに関し，同政策について質問された「エ」教育大臣が「高等教育の無償化を行うのは大学４年次まで」と発言し，学生側からの批判の対象となった（チリの大学は通常５年制）。その後「バ」大統領は，高等教育の無償化は，あくまで全課程を対象に行うことを想定していると述べたが，政府内でも方針が一致していないことが明らかとなり，今後の動向が不透明であるとの懸念が生じている）。

**（４）選挙制度改革をめぐる動き**

本年４月，「バ」大統領は，上下両院議員選挙における多数二名制の廃止や議員数の増加（下院議員数を現行の１２０から１５５へ，上院議員数を現行の３８から５０へ増加することを提言），また各党の議員候補者の４０％以上を女性にすること等を盛り込んだ選挙制度改革法案を下院へ提出し，現在審議が進められている。現在の議会構成では，与党会派議員が下院６７議席，上院２１議席を占めているが，同法案を可決するためには下院で７２票，上院で２３票の得票が必要となる。これに関し，政府はペニャイリジョ内務大臣を中心に野党議員との合意形成に向けた取り組みを進めており，野党ＲＮ（国民革新党）を離党した議員から構成されるグループ”Amplitud”に所属する議員のほか，無所属議員らが同法案への支持を表明している。他方，野党ＵＤＩにおいては，法案が可決された場合の（議員数増加による）予算の増加や資金の出所等につき十分に説明されていないとして，同法案への反対を表明している（当館注：８月１３日，同法案は下院での票決の結果，賛成８６票，反対２８票にて可決され，上院へ送られた）。

**３．外交**

**（１）安倍総理のチリ訪問**

７月２５日－８月２日，安倍総理は中南米５カ国（メキシコ，トリニダード・トバゴ，コロンビア，チリ，ブラジル）を訪問し，当国には７月３０－３１日に訪問した。日本の総理によるチリ訪問は，２００４年にＡＰＥＣ首脳会議への出席のため訪問した小泉総理以来１０年振りであった（二国間の文脈では，１９９６年の橋本総理以来１８年振り）。また今般訪問には，日本を代表する多くの企業トップが経済ミッションとして総理に同行し，当国にも３０社以上の企業トップが訪問した。総理訪問中は，日本及びチリ両国の企業関係者との懇談会や，日本資本１００％で開発した大規模銅鉱山であるカセロネス鉱山の開山式等が実施され，我が国経済界がチリに対して抱く関心の高さを示すと共に，チリにおける日本企業のプレゼンスを印象づける機会となった。

３１日には安倍総理とバチェレ大統領による首脳会談が実施された。冒頭，安倍総理は，祖父・岸総理も１９５９年７月３１日にチリを訪問したことを紹介し，５５年後の同じ日にチリを訪問できたことに「歴史的な縁を感じている」と述べた。両首脳は，２００７年に共に第一次政権下にあった安倍総理及び「バ」大統領により署名されたＥＰＡの枠組みでの協力をより一層促進していくこと，ＴＰＰの早期妥結に向けて共に取り組むこと，太平洋同盟を通じた関係強化，チリにおける日本からの投資の一層の促進等につき協議した。

また今般訪問においては，防災分野や鉱業分野での協力を深めること等を目的とした７つの合意文書が発表された。今次訪問をきっかけとして，様々な分野における両国間のさらなる関係強化と交流促進が期待される。

**（２）対ボリビア「海への出口」問題**

ア　バチェレ大統領によるＩＣＪ管轄権拒否の発表

８日，バチェレ大統領は国営放送を通して演説を行い，ボリビアがチリを国際司法裁判所（ＩＣＪ）に提訴した「海への出口」問題に関し，チリとしてはＩＣＪの管轄権を受け入れない意向であることを発表した。ボリビアは２０１３年４月２４日にチリを相手取りＩＣＪへ提訴し，本年５月１５日に最初の申述書をＩＣＪに提出していた。右を受け，チリは本件裁判に対するＩＣＪの管轄権を受け入れるか否かを本年７月１５日までに決定しなければならないとされていた。８日の発表では，「バ」大統領は，チリがボリビアとの領土について規定した平和友好条約を１９０４年に締結して以降，現在も有効であること，また，これまでチリはボリビアに対し，貿易のために（太平洋へとつながる）チリ領土及びチリの港湾を使用する権利を付与してきたことに言及した。なお「バ」大統領による今般決定に対しては，エラスリス元外務大臣（１９８８－９０年在任）やモレノ前外務大臣，ウォーカーＤＣ党首（２００４－０６年まで外相），タル－下院外交委員長（ＰＰＤ），アラマン上院議員らも支持する旨を表明している。

イ　チリによるＩＣＪへの先決的抗弁書の提出

１５日，ムニョス外相は，対ボリビア「海への出口」問題に関し，チリ側弁護団よりＩＣＪに対して本件裁判の管轄権を受諾しないとする先決的抗弁書が提出されたことを発表した。今後，１１月１４日までにチリの先決的抗弁書に対し，ボリビアが回答文書を提出した後，２０１５年５月以降に両国による口頭弁論が行われ，ＩＣＪはチリ側の先決的抗弁を許容しボリビアの提訴を却下するか，チリの先決的抗弁を却下し，裁判手続きを再開するか決定することになる。

**（２）バチェレ大統領のＢＲＩＣＳ首脳会合出席**

１６日，バチェレ大統領及びムニョス外相はＢＲＩＣＳ首脳会合の枠組みでブラジルにて開催されたＢＲＩＣＳと南米諸国首脳によるワーキング・セッションに出席するため，ブラジリアを訪問した。「バ」大統領は，習近平・中国国家主席と約３０分間にわたり会談を実施した。「バ」大統領は，１１月に中国で開催されるＡＰＥＣ首脳会議にも出席する意向を表明し，右機会に中国を公式訪問する可能性についても具体化させたい考えを示した。そのほか「バ」大統領は，プーチン・ロシア大統領，ソリス・コスタリカ大統領，スペンサー・アンティグア・バーブーダ首相及びブラウン・カリコム議長ともバイ会談を実施した。

**（３）ムニョス外相の第４６回メルコスール首脳会合出席**

２９日，ムニョス外相はベネズエラを訪問し，第４６回メルコスール首脳会合に出席した。なお今般首脳会合へは，当初バチェレ大統領が出席する予定であったが，同大統領の健康上の理由及び，国内で教育制度改革に関する協議を開催するため，２８日に急遽ベネズエラ訪問がキャンセルされ，「ム」外相のみの出席となった。今次会合において，議長国がベネズエラからアルゼンチンへと引き継がれた。また「ム」外相は首脳会談への出席後，ラミレス在ベネズエラ・チリ大使の公邸で，ベネズエラの野党連合（ＭＵＤ）代表であるラモン・ギジェルモ・アベレド氏との会談を実施し，「ア」代表から「ム」外相に対してベネズエラの人権状況等について報告がなされた。「ム」外相は「ア」代表に対し，チリをはじめとするＵＮＡＳＵＲ加盟国の外相は，ベネズエラ政府とＭＵＤによる協議の場を設けるために協力を続けていく旨を示した。（了）